

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例  
の一部改正について

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部  
を改正する条例

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号ウ中「719,000 人」を「712,000 人」に改め、同号エ中「275,000 立方メートル」を「250,000 立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

本市の水道事業における取水地点の追加について水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 10 条第 1 項の規定による認可の申請を行うに当たり、給水人口及び 1 日最大給水量を変更するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。